九　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
十　金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
（半期の開示事項）
第八条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第一項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と読み替えるものとする。
2　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替えるものとする。
（四半期の開示事項）
第九条　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。
一　単体総自己資本比率
二　単体Ｔｉｅｒ1比率
三　単体普通出資等Ｔｉｅｒ1比率
四　単体における総自己資本の額
五　単体におけるＴｉｅｒ1資本の額
六　単体普通出資等Ｔｉｅｒ1資本の額
七　単体総所要自己資本額
八　自己資本の構成に関する開示事項
九　貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細
2　規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。
一　連結総自己資本比率
二　連結Ｔｉｅｒ1比率
三　連結普通出資等Ｔｉｅｒ1比率
四　連結における総自己資本の額
五　連結におけるＴｉｅｒ1資本の額
六　連結における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本の額
七　連結総所要自己資本額
八　自己資本の構成に関する開示事項
九　自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細
3　第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。
4　第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附　則

（適用時期）
第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。
（国内基準金庫の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）
第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。
2　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。
3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第五条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。
（国際統一基準金庫の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）
第三条　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第二項（第八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六条第三項第十号（第八条第一項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第三号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。
2　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第七条第二項（第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条第三項第十一号（第八条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第四号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。
3　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第九条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。